

# 済生会和歌山病院は

## 在宅療養後方支援病院となりました

当院は、令和元年11月1日より、「在宅療養後方支援病院」の届け出をおこないました。これまでも、地域にて在宅医療を受けている患者さんの緊急時における迅速な対応を心掛けてきましたが、今後は24時間体制の後方支援病院として、より一層地域に頼りにされる病院を目指してまいります。

在宅療養後方支援病院とは、平成26年度に制度化されたもので、在宅にて療養をされている患者さんが、急に体調を崩されるなど、“緊急時”においてもスムーズに受診・入院ができる医療機関を指します。そのために、事前に患者さん・かかりつけ医・病院とで、あらかじめ連携医療機関登録を行い、体制を整えておく必要があります。

対象者は下記条件全てに該当する方となりますので、ご確認をお願いいたします。

1. 自宅・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム・グループホーム・サービス付き高齢者住宅等にお住まいの方
2. 在宅時医学総合管理料・特定施設入居時等医学総合管理料・在宅がん医療総合診療料・在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料を除く）を入院前月または入院月に算定している方で、体調を崩された方
3. 訪問診療をされている方

連携医療機関登録をご希望の場合は、地域医療連携室までご連絡ください

済生会和歌山病院

地域医療連携室

TEL：073-424-5186

FAX：073-424-5187